

災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

- ・ 近 江 八 幡 市
- ・ 近江八幡建設工業会

平成 18 年 2 月 14 日

災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

近江八幡市長 川 端 五 兵 衛(以下「甲」という)と、近江八幡建設工業会会長 小 川 敏 秋(以下「乙」という)は、地震・風水害その他の災害が発生した場合において、災害対策基本法及び近江八幡市地域防災計画に基づき、迅速かつ円滑に応急救援活動を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）時において、甲が管理する道路、河川等（以下「公共土木施設」という。）の機能の維持及び回復のため、応急救助活動への応援に関する基本事項を定め、災害に対して迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害応急救援活動として、公共土木施設の応急復旧・人命救助・応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理等に土木資材・労力等が必要なときは、乙に協力要請をすることができる。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定により応援要請があったときは、その趣旨に従い乙の所有する土木資材・労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法及び災害対策基本法が適用された場合は、同法の規定に従い必要な協力を行うものとする。

2 乙は、滋賀県と社団法人滋賀県建設業協会が締結している災害時における応急救援活動への応援に関する協定書による応援要請があったときは、滋賀県と甲との協議の結果に従い救援活動を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 前条第1項に基づく応援に要した費用は、甲の負担とし、その額及び支払方法については災害発生時における地域の通常取引事例を基準として、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(損害の賠償)

第5条 甲の要請により、乙が協力する業務の実施に伴い乙に損害が生じたときは、その賠償の責について甲・乙協議して定める。

(補償)

第6条 甲の要請により、この協定に基づいて応援業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、近江八幡市消防団員等公務災害補償条例(2条)の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、甲はこれらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第7条 第1条に掲げる要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては、近江八幡市災害対策本部資材班長(災害対策本部が設置されていない場合は、総務部防災対策室長)を、乙においては近江八幡建設工業会会長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡会議の設置)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて関係者による連絡会議を開催し、情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、翌年3月31日まで延長するものとし、以降についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成18年2月14日

(甲) 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市長

川高五兵衛



(乙) 滋賀県近江八幡市桜宮町231-2番地
近江八幡建設工業会

会長

小川敏秋

